

(別紙)

再度のご指摘内容ならびに事実関係について

1. 受付日(企業倫理相談窓口)

平成 16 年 10 月 4 日

2. ご指摘いただいた内容

東電が平成 16 年 9 月 24 日に発表した平成 12 年 10 月 17 日の福島第一原子力発電所 5 号機バルブ部品交換の件について、特別な緊急工事であったはずであり、発表内容では納得することができない。当時深夜の緊急手配に応じて部品を発送し、作業員を派遣したバルブ製造会社名を示すので再度調査されたい。(平成 16 年 9 月 5 日と同一の方からのご指摘)

3. 事実関係の調査結果

調査結果は下記のとおりであり、今回の情報提供に対応する事実は確認されませんでした。

今回新たに関係するバルブ製造会社名について情報提供があったこと、また、「4～5年前」とのご指摘であることから、平成 11 年度～平成 13 年度を対象期間として当該バルブ製造会社の製品に係わる運転・補修関係の記録、納入・購買関係の記録、放射線業務管理記録等を調査するとともに、当該バルブ製造会社に対する聞き取り調査及び関連資料の確認を行った。

これらの結果、平成 12 年 10 月 17 日のバルブ部品交換については、当該バルブ製造会社の関与がないこと、及び、上記期間中に当該バルブ製造会社は福島第一原子力発電所への納入品に関する緊急発注や深夜の対応、作業員派遣の実態が見当たらないことを確認した。

以 上